

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和元年度)

施設の名称	北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道施設
指定管理者の名称	株式会社アイ・ケー・エス
施設所管部課(室)	企業局水道経営課

1. 当該施設の管理形態の推移【水道経営課・事務所記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～平成18年3月	管理委託	財団法人宮城県下水道公社	
平成18年4月～平成21年3月	指定管理	財団法人宮城県下水道公社	
平成21年4月～平成26年3月	指定管理	石巻環境サービス株式会社	
平成26年4月～平成31年3月	指定管理	株式会社アイ・ケー・エス	H26.10.1 社名変更
平成31年4月～令和6年3月	指定管理	株式会社アイ・ケー・エス	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください

2. 指定管理者の概要【水道経営課・事務所記入】

指定管理者の名称	名称	株式会社アイ・ケー・エス
	所在地	石巻市鑄銭場5番21号
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5カ年)	
募集方法	公募	

3. 施設の概要【水道経営課・事務所記入】

施設の名称	北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道		
所在地	石巻市蛇田字新メ切5-2、登米市石越町東郷字六反新田14-2及び石巻市魚町一丁目1-1		
設置年月日	平成10年4月1日、平成12年7月1日及び平成12年4月1日		
根拠条例等	公営企業の設置等に関する条例		
設置目的	北上川下流域については、石巻市及び東松島市の2市において、迫川流域については、栗原市及び登米市の2市において、北上川下流東部流域については、石巻市及び女川町の1市1町において、都市の健全な発達と生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資する。		
施設の内容	処理場(石巻浄化センター、石越浄化センター・石巻東部浄化センター)3箇所、ポンプ場(矢本、河南、鳴瀬、志波姫、若柳第1～3、一迫、金成第1～2、栗駒第1～3、桃生第1～3、河北第1～5、女川第1～2、石巻1～2、石巻2-1～2、石巻第4～6) 30箇所 幹線流量計等の設備及び全てのマンホール蓋		
指定管理者が行う業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場施設の運転監視 ・水質検査業務 ・産業廃棄物処分の実務及び確認等 ・点検業務(日常・定期・臨時・定期自主) ・処理場、ポンプ場及び幹線流量計設備等の専門的な保守点検 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品及び故障した部品の交換 ・処理場及びポンプ場等の小規模修繕 ・幹線流量計等の点検・清掃等 ・施設内の設備の保安警備 ・処理場の見学者案内 ・その他 		

4. 施設運転実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者が記入)】

(1) 施設運転実績

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成31年度) (A)	前年度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (平成31年度) (C)		
流入汚水量(千m ³)	13,761	14,104	14,630	106.32%	103.73%
発生脱水汚泥量(t)	14,420	15,604	14,862	103.06%	95.24%

5. 管理運営収支実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者記入)】

(単位:千円, %)

(1) 収入

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成31年度) (A)	前年度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (平成31年度) (C)		
県指定管理料	1,226,957	1,235,841	1,232,163	100.42%	99.70%
その他	0	0	0		
収入計(a)	1,226,957	1,235,841	1,232,163	100.42%	99.70%

(2) 支出

人件費	307,077	291,932	307,077	100.00%	105.19%
直接経費	310,966	333,122	317,913	102.23%	95.43%
委託費等	450,374	463,997	457,418	101.56%	98.58%
その他経費等	158,540	146,790	149,755	94.46%	102.02%
支出計(b)	1,226,957	1,235,841	1,232,163	100.42%	99.70%

(3) 収支

収支(c) = (a) - (b)	0	0	0		
-------------------	---	---	---	--	--

6. 評価対象年度(平成31年度)の管理運営評価【指定管理者, 水道経営課・事務所記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【水道経営課・事務所記入】		
				評価		評価	
施設の目的に沿って安定した管理運営に努める	<p>[管理運営体制] 指定管理者の業務遂行のため組織体制を構築し、有資格者の配置、警報、非常時の対応、社員の育成・教育を行った。</p> <p>[処理場施設の運転監視] 水処理、汚泥処理運転について運転目標書に基づき運転監視を行った。 県の設備増設、長寿命化工事、管渠の調査に対し、運転調整、立会、池の水替え等の養生作業をおこなった。台風19号通過時に管理するポンプ場においてゲートが不応動となる故障が発生し機械設備が冠水する状況となったが今後、ポンプ場の流入渠の上昇に併せ現場運転の対応を行う。</p> <p>[水質試験業務] 水質等試験基本方針に基づく試験、臨時試験を実施した。 またクロスチェックの定期実施と試験結果に基づく運転目標書を作成し、運転の調整を行った。管理基準値、管理目標値の基準超過はなかった。</p> <p>[産業廃棄物処分の実務及び確認等] 年間汚泥発生量に基づく計画的な汚泥、沈砂しさの運搬処分業務とマニフェストの確認、照合を実施した。</p> <p>[点検業務] 年間保守点検計画、保守点検基準に基づき機能維持のため機械、電気設備の点検を自ら実施した。また設備異常時や地震発生時は臨時点検を行った。</p> <p>[保守点検(専門的な保守点検)] 専門的技術を要する機械、電気設備の機能維持のため計画に基づき専門業者への業務委託を行った。</p> <p>[部品の交換] 日常点検時等で確認された内容に応じ設備の消耗部品を交換した。[198件]</p> <p>[小規模修繕] 設備の突発的な故障の内、小規模のものについて修繕を行った。[34件]</p> <p>[幹線流量計の点検・清掃等] 幹線流量計の点検・清掃と幹線マンホール蓋の段差他、不具合箇所の点検を行った。</p> <p>[施設内の保安警備] 機械警備、人的巡視、ITVカメラによる監視を行った。</p> <p>[見学者案内] 下水道の理解、普及のため来場者に対し下水道のしくみと施設の説明を行った。 [来場者数: 919名]</p> <p>[薬品及び備品の管理] 毒劇物取扱要領、安全データシートに基づき薬品の在庫管理、安全な取扱い、備品の適正な管理と台帳との照合を実施した。</p> <p>[異常時及び災害時の対応] 大雨、地震発生時に配備基準、災害時対応要領に基づき対応を行った。また中央監視装置等の設備異常にも臨機の対応を行った。 大雨・洪水 北上5 迫4 東部5 地震(震度4) 北上1 迫1 東部1 地震(震度5以上) 北上1 東部1</p> <p>[施設内・敷地内の環境整備] 施設内各棟、植栽について年間計画に基づき清掃、除草を行った。</p> <p>[安全対策] 安全衛生委員会での安全意識の高揚、情報共有により安全衛生基盤を整え、安全パトロールなどの安全衛生活動を行った。 また外部委託業務において専門業者による物損事故が発生したが県と連携し処理を進めた。 さらに国内での新型コロナウイルス感染者の増加に対し、処理場内での罹患防止に努めた。</p>		<p>全ての項目について年度内事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行った。</p>			<p>台風19号襲来の際には、流入汚水量の増大に備えて事前に施設の立ち上げ等を行うとともに、適切に一次処理放流への切替えを実施し、水処理への影響を最小限に抑えた。</p> <p>A このことは、年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われたと認められる。</p>	S
	人員体制	正規 57人	非正規3人				

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価		県の評価	
		【指定管理者記入】	評価	【水道経営課・事務所記入】	評価
施設の機能を最大限発揮し 管理水準等の向上に努める	<p>〔セルフモニタリングの実施〕 県が実施するモニタリングに加え更なる業務の信頼性の向上のため7月にセルフモニタリングを実施する企業と業務協定を締結した。また2月26日、27日の両日にセルフモニタリングを実施した。</p> <p>〔スマートデバイス(ICT・IOT技術)の活用〕 タブレットを利用した点検導入に向け4月にクラウドの試験サービスを利用し試験運用を実施、5月にクラウドサービスとの契約を結び、6から9月で点検様式を入力し10月に運用を開始した。</p> <p>〔大雨時の臨時対応について〕 台風19号の襲来前に予想される停電被害に備え自家発電設置ポンプ場に対応できる発電機を準備した。また実際に停電したポンプ場に当該発電機を設置し復旧した。更に停電復旧後、冠水被害のあった受変電設備他の点検清掃を行い安全性を確認したのち商用電力に切り替え復旧した。</p>	各提案事項について、検討および実施に向け前向きに対応した。 これは年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり適正な管理運営をおこなった。	A	<p>台風19号襲来の際には、事前に発電機を準備するとともに、道路冠水が発生するなどの困難な状況の中で迅速な復旧を行った。</p> <p>このことは、年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われたと認められる。</p>	S
費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努める	<p>〔処理系列の休止により電力削減と施設の延命化を目指す〕 石巻浄化センターにおいて昨年度実施された専門業者による水処理池槽内点検後、1/2系列の休止を行い機器の延命、電力削減を行っていたが台風19号の対応により初沈以外の池を10月以降供用した。1月より1/2系列を空池とし機器の延命、電力削減対策を再度開始した。</p> <p>〔石巻浄化センターの遊休地有効利用の検討〕 遊休地の利用として水耕栽培と水産養殖を掛け合わせ生産性と環境配慮の両立ができるアクアポニックスというシステムの検討を行い、装置に供給する処理水の精製に取り組んでいる。今後、研究導入を行っている地元高校と提携を検討中である。</p> <p>〔石巻浄化センターの標準活性汚泥法による処理の検討〕 当該浄化センターの水処理施設の老朽化と低負荷汚水流入に苦慮する条件が重なり水処理方式の変更が可能か検討し県に提案した。</p>	各実績について事業計画書に記載されている内容は滞りなく実施された。 これは年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり適正な管理運営をおこなった。	A	<p>石巻浄化センターの標準活性汚泥法による処理の検討を予定年度よりも前倒して実施したことにより、その検討結果を全体計画の策定に活かすことができた。</p> <p>このことは、年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われたと認められる。</p>	S
指定管理者の基本的責務	<p>〔環境配慮の推進〕 ・ISO14001(環境マネジメントシステム)をPDCAで回しながら環境保全に努めた。 ・周辺環境の向上のため、臭気、騒音の測定を定期的に実施した。 ・石巻浄化センター北側県道500m区間について道路清掃を行った。 ・再生紙の使用、不使用箇所の消灯、古紙段ボールの再資源化に取り組んだ。</p> <p>〔情報の公開〕 ・情報公開条例に基づき、「指定管理の保有する情報公開に関する規程」を定め、文書の開示を行う。 ・情報公開に関する窓口を設け、開示請求があった場合、条例、規程に基づき手続きを進める。 ・今年度の開示請求はなかった。</p> <p>〔個人情報の保護〕 ・個人情報保護のため体制を整え取組んだ。 ・県条例、同施行規則に関連する法令を遵守し、個人情報管理規程に基づき適正な個人情報管理を維持した。 ・個人情報保護管理の運用に関し社員へ教育指導した。</p> <p>〔収支実績〕 ・適正に支出し、毎月、出状況報告書を提出した。</p> <p>〔その他〕 ・各業務に関連する法規制を順守しISOマネジメントプログラムを活用しながら文書の管理、行政手続等を行った。</p>	年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行った。	A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。	A
県民等の苦情・要望等の把握とその反映	<p>〔管内ポンプ場の臭気対応〕 管内ポンプ場において臭気抑制のため、簡易脱臭装置の活性炭、脱臭剤の交換管理、臭気データの回収、解析、県との協議による上流ポンプ場の脱臭剤の注入量の変更調整を行い、当該ポンプ場の快適な環境を維持した。本年度における管内地域住民による苦情はなかった。</p> <p>〔浄化センター周辺の騒音苦情対応〕 管理する浄化センターの周辺住民より毎早朝の騒音が気になるとの苦情があり受付直後に苦情主との確認と早朝の確認を行った。騒音を確認する事ができなかったが今後も原因の調査実施と経過を継続して観察する。</p>	臭気苦情について活性炭、脱臭剤の交換、注入量の調整を行い臭気を抑制し当該ポンプ場周辺の環境を維持する事で地域住民の安全を確保した。 騒音苦情については苦情主と現状を早急に確認し騒音を確認できなかったが今後とも継続して原因調査を行う。 このことは年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行った。	A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【水道経営課・事務所記入】	
			評価		評価
その他の取組	<p>〔地域交流と下水道の普及啓発〕 10月5日、共同主催者である県と流域下水道まつりの内容について実行委員会で協議し実施した。まつりの来場者は1,886名でその内、施設見学者は631名となり下水道施設の普及啓発を行うことが出来た。 また模擬店の収益金を令和元年度台風15号千葉県災害義援金として取扱機関に全額寄付した。</p> <p>〔ホタルの飼育〕 観賞ハウスに4月22日より放流した幼虫が6月13日から羽化、飛翔し、飛翔数がピークに達した7月5日に新聞に告知しホタル観賞会を実施した。ホタル観賞会への来場者数は471名であった。本年度におけるホタル飛翔数の集計は118匹(ヘイケ)、6匹(ゲンジ)であった。また孵化幼虫は330匹であった。現在、処理水による飼育実施に向け装置の準備中である。</p>	<p>共同開催である県と下水道の普及啓発に向けアイデアを出し合い、また悪天候仕様の企画変更を行い施設見学者数を増加させた。 また、ホタルの飛翔数は倍増し来場者数も増加した。この事で下水処理場のPRに繋げる事ができたが、観賞時間を充分提供できなかったため今回は観賞施設を工夫する。 このことは年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行った。</p>	A	<p>年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。</p>	A
総合評価		<p>本年度も昨年度と同様に安全と情報の共有化の徹底をした事により、指定管理者として無災害で安定した管理運営ができた。 ただし、外部委託業務のなかで物損事故が発生したため、改めて県及び受託業者と連携し安全な業務遂行と安定した設備の機能維持を目指す。 この事より、総合的に年度事業計画書の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A	<p>全体をとおして年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。</p>	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者、水道経営課・事務所記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【水道経営課・事務所記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して安全意識の向上、情報共有化等を徹底し事故、作業ミスの根絶を目指す。(外部委託業務、小修繕含む) ・限られたコストの中で有効な機器整備、修繕を行い機器の突発故障の根絶を目指す。 ・新たに設置される設備、システムの変更にに対し機能を最大限に発揮させ、また柔軟に対応し最終的に処理場の水質の安定・向上を目指す。 ・今後も発生が予想される大型台風、大雨に備へ設備の機能維持のための配備計画を見直す。 ・新型コロナウイルス感染症の全国蔓延にともない、処理場内の罹患防止と事業継続について県とともに最善を尽くす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の徹底、継続的な教育・訓練等とおして、安全な職場環境を維持するとともに、今後も長期間に渡って下水道施設の機能を維持する事が必要である。 ・維持管理業務の中心として、日常点検・巡視により異常の早期発見に努め、重大な障害を未然に防止することにより施設の機能を維持し、最大限に能力を発揮させていく事が望まれる。 ・下水道施設の指定管理者として、継続的な下水道事業の普及・啓発活動を行うとともに、頻発化・甚大化する様々な災害への備えが必要である。